

## 第153回国会概観

第153回国会（臨時会）は、9月27日に召集され、12月7日、72日間の会期を終了した。会期については、召集日の衆参両院本会議において、12月7日までの72日間とすることをそれぞれ全会一致により議決した。

開会式は27日午後1時から、参議院議場で行われた。

同日、開会式に引き続き、衆参両院本会議において、小泉純一郎内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する代表質問は10月1日、2日、3日に行われた。

召集日当日、参議院本会議において、米国における同時多発テロ事件による犠牲者の冥福を祈り、黙祷を捧げた。前衆議院議長伊藤宗一郎君逝去につき井上裕参議院議長はすでに弔詞をささげた旨報告、その弔詞を朗読した。米国における同時多発テロ事件に関する決議案を賛成多数で可決した。

10月4日、5日、衆議院において予算委員会が開かれ、9日、10日、参議院で予算委員会が行われ、予算の執行状況に関する件について質疑が行われた。

今国会は、深刻化する景気及び雇用情勢を受けて、雇用対策国会と目されていたが、9月11日に米国で起きた同時多発テロ事件を受けて、同テロ事件への我が国の対応策が大きな焦点となった。

会期の前半はテロ対策関連法案が、後半は平成13年度補正予算、景気、雇用対策等が論点となった。

テロ対策特別措置法案、自衛隊法改正案及び海上保安庁法改正案のテロ対策関連3法案は、10月5日、閣議決定、国会に提出され、29日、成立した。

テロ対策特別措置法の成立を受けて、11月16日、政府は自衛艦及び輸送機をインド洋等に派遣し、米軍等への補給・輸送を柱とする同法に基づく対応措置に関する基本計画を閣議決定した。20日、中谷元・防衛庁長官は、小泉総理の承認を得て実施要項を決定した。これを受け、同日、中谷防衛庁長官は海上、航空の両自衛隊に対してその実施を命じた。

テロ対策特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件は、22日、国会に提出され、衆議院においては、26日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会において、提案理由説明聴取、質疑が行われ、賛成多数で承認すべきものと議決した。27日、本会議においても、賛成多数で承認することに決し、参議院に送付された。参議院においては、29日、外交防衛委員会において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、質疑終局後、同承認を求めるの件は、賛成多数で承認すべきものと議決し、30日、本会議においても、賛成多数で承認することに決した。

自衛隊の活動に関して国会の承認を求ることは、自衛隊発足以来初めてのケースであった。11月25日、補給艦、護衛艦、掃海母艦の海上自衛隊の3隻の自衛艦がインド洋に向か、出港した。

また、国連平和維持隊（PKF）本体業務への参加凍結を解除する等の国連平和維持活動（PKO）協力法改正案が30日、衆議院本会議において可決され、12月7日、参議院本会議において可決され、成立した。

11月16日、雇用・中小企業等セーフティネット充実対策費を盛り込んだ平成13年度補正予算は成立した。

12月1日の皇孫殿下の御誕生につき、5日、参議院本会議において、慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、井上参議院議長は天皇陛下にささげる賀詞及び皇太子殿下にささげる賀詞を朗読した。衆議院本会議においても、4日、賀詞奉呈の件を全会一致で議決した。

12月7日、参議院本会議において、地方自治法等改正案の趣旨説明聴取、質疑を行った。また、PKO改正案外3法案が可決され、成立した。井上議長は、敬宮愛子内親王殿下命名の儀に当たり、天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈した旨報告した。請願審議、地方自治法等改正案等の継続審査及び継続調査の会期末手続を行った。また、同日、衆議院本会議においても、賀詞の奉呈報告が行われた後、請願審議、個人情報保護法案等の閉会中審査の会期末手続等を行い、閉幕した。

### 議院の構成

参議院において、召集日当日、本会議において議員の議席を指定し、井上議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会の5特別委員会を設置した。

17常任委員長のうち内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、環境、国家基本政策、決算、行政監視の13委員長の辞任を許可し、井上議長は新たに13委員長を指名した。

また、国民生活・経済に関する調査会において会長の辞任を許可し、会長を選任した。

衆議院では、召集日当日、本会議において、内閣委員長外4委員長の辞任を許可し、これら5委員長及び欠員となっていた懲罰委員長を新たに選任し、災害対策特別委員会外4特別委員会の設置を行った。また、10月9日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会を設置した。

### 小泉総理大臣の所信表明演説

9月27日、両院本会議において、小泉総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

米国において発生した同時多発テロは、米国のみならず人類に対する卑劣な攻撃である。私は、この度米国を訪れ、テロのつめ跡を目の当たりにし、改めてこのような非道極まりない行為に対し、強い憤りを覚えた。同時に、米国民及び被害者の方々に対して、心からお見舞い申し上げる。

私は、去る25日、ブッシュ大統領と会談し、世界の国々が力を合わせて、このようなテロリズムに対して毅然たる決意で闘っていかなければならないとの考えで一致した。そして、我が国が米国を強く支持すること、この同時多発テロに対応するため、できる限りの措置を実行するつもりであることを伝えてきた。テロリズムとの闘いは我が国自身の問題である。我が国は国際社会と協力して、主体的に、効果的な対策を講ずる。先週発表した7項目を実施に移すため、早急に必要な取組を行う。

今回のテロにより、世界経済への影響が懸念される。政府は細心の注意をもって状況を

把握し、各国と協力して、金融システム、為替など経済の安定のため、適切な対応を図る。

私は、「小泉構造改革5つの目標」を提示する。第1は「努力が報われ、再挑戦できる社会」、第2には、「民間と地方の知恵が、活力と豊かさを生み出す社会」、第3は「人をいたわり、安全で安心に暮らせる社会」、第4は「美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会」、第5は「子どもたちの夢と希望をはぐくむ社会」である。私は、このような社会が実現できるよう、全力を尽くしていく。「改革工程表」として具体的な政策と実施時期を示したが、継続的に、進ちょく状況を評価・点検し、構造改革を一層進めてまいる。平成13年度補正予算については、安易な国債増発によるべきではなく、平成14年度予算における「国債発行額30兆円以下」と同様の方針で取り組む。

改革の痛みを和らげることは、政治の責任である。国民の雇用不安に対する処方せんを明確に示していく。先般、「産業構造改革・雇用対策本部」において、総合的な政策を取りまとめた。直ちに取り組むべき施策については、「改革先行プログラム」に盛り込み、補正予算を活用しつつ集中的に実施する。施策を進める当たっては平成14年度に1万人の雇用を創出するといった、具体的目標を定めて取り組む。

経済・財政の分野における第1の課題である不良債権の最終処理については、主要行に対して通常の検査を抜本的に強化することとし、加えて市場の評価に適時に対応した引き当てを確保するとともに、整理回収機構の機能を拡充するため、不良債権買取りの価格決定方式を弾力化し、更に企業再建のための基金の設立を推進する等の新たな措置により、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には、不良債権問題を正常化する。第2は、競争的な経済システムの構築であり、競争や技術革新を促すことなどにより、消費者・生活者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を図っていく。第3は、財政構造改革であり、平成14年度予算については、「国債発行額30兆円以下」との目標の下、「5兆円を削減しつつ重点分野に2兆円を再配分する」との方針で、歳出の思い切った見直しと重点的な配分に取り組む。

行政の構造改革については厳しい闘いが既に始まっている。特殊法人等は、廃止・民営化を前提にゼロベースからの徹底した見直しを行い、年内に各法人の整理合理化計画を策定する。道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化などについては、他の法人に先駆けて結論を出す。平成14年度予算において、これらの見直し結果等を反映し、特殊法人等に対する財政支出の大幅な削減を目指す。

先の参議院議員通常選挙に際し、現職の国家公務員が公職選挙法違反の容疑で逮捕され、議員の辞職という事態に至ったことは、誠に遺憾である。今回の不祥事を重く受け止め、綱紀の肅正に努めていく。

今般、我が国で初めて、狂牛病の感染が確認された。感染した牛が食用にも飼料用にも供されることがないよう、緊急に体制を整えた。今後、情報開示を徹底し、万全の措置を講じてまいる。

この所信表明演説に対して、10月1日、2日、衆議院本会議において、2日、3日、参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、米国同時多発テロ事件に関しテロ根絶へ向けた決意、国連安保理決議、テロ対策支援のための法整備、国内テロ対策、また、政治姿勢、不良債権処理、証券税制改革、補正予算、総合雇用対策、行政改革、医療制度改革、環境、高齢者選挙違反事

件、牛海綿状脳症問題、外務省不祥事等についてであった。（政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。）

### 平成13年度補正予算

平成13年度補正予算は、11月9日、閣議決定され、国会に提出された。

同補正予算は、10月26日に決定された改革先行プログラムを実施するために必要な経費の追加等を行うとともに義務的経費の追加等特に緊要となった事項等について措置を講ずる一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込むとともに、前年度剩余金の受入れを計上し、あわせて公債金の増額等を行うことを内容とするものである。

一般会計の歳出面においては、雇用・中小企業等セーフティネット充実対策費として、雇用対策費5,500億5,400万円、中小企業等対策費2,511億円が、緊急構造改革加速施策対策費として、電子政府実現促進対策費、学校情報化促進対策費及び保育所・放課後児童受入体制整備対策費等1,988億7,100万円が、その他緊急テロ等対策費及び牛海綿状脳症対策費等が計上され、追加額の合計は2兆9,955億2,800万円となる。

他方、既定経費の節減1兆1,573億8,700万円、地方交付税交付金の減額、公共事業等予備費の減額等、合計1兆9,345億7,500万円の修正減少を行うこととしているので、この補正による歳出総額の増加は1兆609億5,300万円となる。

歳入については、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入1兆1,020億円の減収を見込むとともに、前年度剩余金受入4,589億700万円を計上するほか、その他収入220億4,700万円の増収を見込み、1兆6,820億円の公債の増発を行うこととしている。この結果、平成13年度の公債発行予定額は30兆円、公債依存度は35.8%となる。

11月9日、両院本会議において、塩川正十郎財務相の財政演説及び質疑がそれぞれ行われた。

同日、両院の予算委員会において、提案理由説明聴取がそれぞれ行われた。

同補正予算は、衆議院において、12日、13日の両日、同委員会において質疑が行われ、13日、質疑終了後、賛成多数で可決され、同日の本会議においても、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、14日、15日の両日、同委員会において質疑が行われ、15日、質疑終局後、賛成多数で可決され、16日、本会議において、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137票、反対97票の賛成多数で可決され、成立した。

同委員会においては、景気の現状認識、補正予算の義務的経費の追加、今回の雇用対策による雇用創出効果、米国同時多発テロ事件への対応、特殊法人改革、不良債権問題、第2次補正予算編成の可能性、医療制度改革、牛海綿状脳症対策、田中外務大臣の外交活動、地球温暖化防止国際会議、中国のWTO加盟問題等について質疑が行われた。

### 決算の審査

平成11年度決算は、11月28日、参議院本会議において、塩川財務相から報告があり、質疑が行われた。同日、決算委員会において、塩川財務相等から説明聴取が行われた。

なお、平成11年度決算は継続審査となった。

### テロ対策関連3法案の審議

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案（テロ対策特別措置法案）、自衛隊法の一部を改正する法律案（自衛隊法改正案）、海上保安庁法の一部を改正する法律案（海上保安庁法改正案）のこれら3法案は、衆議院においては、10月10日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会において、提案理由説明聴取、11日及び12日、質疑が行われ、13日、参考人質疑が行われ、15日、質疑が行われ、16日、自民、公明、保守の連立与党3会派から、①内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議し、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないこと、②協力支援活動として行う自衛隊による役務の提供のうち、物品の輸送には、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送を含まないこと、とする修正案が提出され、各案及び修正案について質疑が行われた後、テロ対策特別措置法案は賛成多数で修正議決され、自衛隊法改正案及び海上保安庁法改正案の両案は賛成多数で可決され、18日、本会議において、テロ対策特別措置法案は賛成多数で修正議決され、自衛隊法改正案及び海上保安庁法改正案の両案は賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、19日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、外交防衛委員会において、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案の両案について趣旨説明聴取が行われ、国土交通委員会において海上保安庁法改正案の趣旨説明聴取が行われ、23日及び24日の両日、外交防衛委員会、国土交通委員会及び内閣委員会の3委員会による連合審査会において全閣僚が出席して質疑が行われた。25日、外交防衛委員会において、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案の両案について、公聴会が行われた後、委員会が開かれ、質疑が行われた。同日、国土交通委員会において海上保安庁法改正案は質疑が行われた後、賛成多数で可決された。26日、外交防衛委員会において、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案の両案について、一般質疑及び総括質疑が行われた後、民主党・新緑風会提出のテロ対策特別措置法案の修正案を否決し、両案は賛成多数で可決された。29日、本会議において、海上保安庁法改正案は賛成多数で可決され、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案の両案は、民主党・新緑風会提案のテロ対策特別措置法案の修正案を否決した後、それぞれ賛成多数で可決され、テロ対策関連3法案は成立した。

連合審査会及び外交防衛委員会においては、我が国がテロ撲滅の国際行動に参加する理由、派遣自衛官の安全確保のための武器使用基準と携行武器の種類、米軍への協力支援活動と戦闘行動との関係、外国領域における陸上輸送から武器・弾薬を除外した理由、国連中心主義によるテロ事件の解決、アフガニスタンの和平・復興に向けた我が国の役割、警護出動の対象、防衛秘密の定義等の諸問題について質疑が行われた。国土交通委員会においては、法律改正の背景、これまでの検討の経緯、能登半島沖不審船事案の教訓と反省、海上保安庁と防衛庁の協力体制等の諸問題について質疑が行われた。

## **爆弾テロ防止条約及び関係法律整備法案**

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件は、人の死又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図をもって爆発物その他の致死装置を公共の用に供される場所等に不法かつ故意に設置する行為等を犯罪とし、その犯罪についての国外犯を含む裁判権の設定等について規定するものである。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、本条約を実施するため、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定、これらの行為等に係る国外犯の処罰規定を設ける等の国内法整備を行うものである。

両案件は衆議院において、10月31日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会において、両案件について提案理由説明聴取、11月1日、両案件について質疑が行われた後、同条約は全会一致で承認すべきものと議決され、同法案は全会一致で可決された。2日、本会議において、同条約は全会一致で承認するに決し、同法案は全会一致で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6日、外交防衛委員会において、両案件について趣旨説明聴取、8日、質疑が行われ、質疑終局後、同条約は全会一致で承認すべきものと議決し、同法案は全会一致で可決された。9日、本会議において、同条約は全会一致で承認することに決し、同法案は全会一致で可決され、成立した。

委員会においては、条約締結と国内法整備の意義、我が国に所在する国外犯の犯人又は容疑者に対する捜査方法、テロリストの定義と包括テロ防止条約作成交渉における政府の姿勢、化学兵器・生物兵器テロ対処への取組状況等の諸問題について質疑が行われた。

## **国連平和維持活動（PKO）協力法改正案**

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、これまでの国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、本法第24条に基づく武器の使用に係る防衛対象を拡大するとともに、本法第9条第5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官に対し武器等の防護のための武器の使用を認めることとし、あわせて、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例を廃止しようとするものである。

本法案は、衆議院において、11月22日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、安全保障委員会において、提案理由説明聴取、27日、質疑が行われ、29日、質疑が行われた後、同法案は賛成多数で可決され、30日、本会議において、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月3日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、外交防衛委員会において、趣旨説明聴取、4日及び6日、質疑が行われ、6日、質疑終局後、賛成多数で可決され、7日、本会議において、賛成多数で可決され、成立した。

委員会においては、我が国が参加したPKOの教訓と今回の法改正の理由、PKF本体業務の凍結を解除する理由、武器使用要件の緩和と憲法上禁止される武力行使との関係、PKO参加5原則の見直し等の諸問題について質疑が行われた。

## **雇用対策臨時特例法案**

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図り、もって中高年齢者の雇用の安定に資するため、雇用保険の基本手当の支給の特例、中小企業者が行う雇用管理の改善に関する事業についての計画の認定の特例その他の特例措置を講じようとするものである。

本法律案は、衆議院において、11月16日、本会議で、趣旨説明聴取、質疑が行われ、厚生労働委員会において、同日、提案理由説明聴取が行われ、20日、21日、質疑が行われ、27日、質疑が行われた後、賛成多数で可決され、同日、本会議において、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、28日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、29日、厚生労働委員会において、趣旨説明聴取が行われ、12月4日、6日、質疑が行われ、6日、質疑終局後、賛成多数で可決され、7日、本会議において、賛成多数で可決され、成立した。

委員会においては、派遣期間延長による雇用創出効果、ワークシェアリング導入に対する政府の方針、緊急地域雇用特別交付金事業の在り方等の諸問題について質疑が行われた。

## **金融再生法改正案**

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、金融機関等から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合に預金保険機構が資産の買取りを行うことができるることとし、特定整理回収協定に含まれる事項として買い取った資産について可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること等を追加するとともに、資産の買取価格は時価によるものとするものである。

本法律案は、衆議院において、11月21日、財務金融委員会において、提案理由説明聴取が行われ、27日、質疑が行われ、28日、参考人から意見を聴取し、質疑が行われた後、提出者等に質疑が行われ、30日、質疑が行われた後、賛成多数で可決され、同日、本会議においても、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月4日、財政金融委員会において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、5日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、6日、質疑終局後、賛成多数で可決され、7日、本会議において、賛成多数で可決され、成立した。

委員会においては、不良債権の買取価格を時価によるものとした理由、不良債権買取りに伴う二次損失発生の懸念、整理回収機構の機能拡充の意義とその効果等の諸問題について質疑が行われた。

## **調査会**

国際問題に関する調査会は、11月7日、第4期調査会のODAに関する提言と政府施策の現状について報告を聴取、質疑を行った。また、28日、「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応（イスラム世界の歴史と現在）について、参考人から意見を聴取、参考人に対し質疑を行った。

国民生活・経済に関する調査会は、11月21日、「真に豊かな社会の構築」のうち、改革先行プログラムについて質疑を行い、28日、日本経済の活性化に向けた課題について、参考人から意見を聴取、参考人に対し質疑を行った。

共生社会に関する調査会は、11月19日、21日、「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について質疑を行った。また、12月3日、参考人から意見を聴取、参考人に対し質疑を行った。

#### **国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）**

今国会では、国家の基本政策に関する件について、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉総理と11月21日、12月5日の2回、討議を行った。

合同審査会では、特殊法人改革、雇用の確保、労働者の人権、政治主導の国会答弁、対テロ戦争での核兵器使用反対、医療制度改革、牛海綿状脳症問題、総理の「閣僚の株取引解禁の検討発言」等の諸問題について討議が行われた。

#### **憲法調査会**

参議院憲法調査会は、11月7日、ドイツ連邦共和国、スペイン及び英国における憲法事情について海外派遣議員から報告を聴取、意見交換を行った。21日、国民主権と国の機構に関する憲法判例について最高裁判所当局から説明を聴取、質疑を行った。

衆議院憲法調査会は、10月11日、ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査の概要について説明を聴取、討議を行い、25日、11月8日、29日、「21世紀の日本のあるべき姿」について、参考人から意見を聴取、質疑を行い、12月6日、「21世紀の日本のあるべき姿」について、自由討議を行った。また、11月26日、名古屋市において地方公聴会を行った。

#### **法律案等の成立件数等**

今国会、内閣から新たに提出された法律案は28件であり、すべて成立した。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた内閣提出法律案7件のうち5件が成立し、また衆議院で1件及び参議院で1件の計2件が引き続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに11件提出され、このうち1件が成立し、残り10件のうち2件は参議院で継続審査となり、7件が未了となり、1件は撤回された。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された29件のうち9件が成立し、残り20件のうち1件が否決され、14件が衆議院で継続審査となり、5件が未了となった。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた衆議院議員提出法律案36件のうち3件が成立し、残り33件のうち30件が衆議院で引き続き継続審査となり、3件は撤回となった。

予算は3件提出され、いずれも成立した。

条約は新規に提出された1件及び継続3件が、すべて承認された。

内閣提出の承認案件は1件であり、承認された。

決議案は2件提出され、1件を可決した。

#### **国政調査**

予算委員会においては、株価下落、雇用情勢悪化等により、補正予算編成論議が浮上したことから、第152回国会閉会後の9月19日、質疑が行われた。また、第153回国会冒頭に行われた小泉内閣の所信に対する本会議での代表質問を受けて、10月9日及び10日、質疑

が行われた。

牛海綿状脳症問題について、9月10日の農林水産省の発表を受け、農林水産委員会において、第152回国会閉会後の20日、質疑が行われた。また、10月11日及び12日の2日間、東京都、千葉県及び茨城県に委員派遣が行われ、25日、参考人から意見を聴取、質疑が行われ、30日、11月27日、質疑が行われた。なお、11月22日、武部勤農水相等から報告を聴取した。また、厚生労働委員会においては、10月18日、25日、11月6日、質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

雇用問題について、厚生労働委員会において、10月18日、25日、質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

特殊法人改革問題について、11月20日、内閣委員会において、また、27日、29日、国土交通委員会において、それぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会においても質疑が行われた。

気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議について、環境委員会において、11月22日、質疑が行われた。

### その他

裁判官弾劾裁判所は、児童買春処罰法違反容疑で逮捕され、刑事裁判において有罪が確定した村木保裕東京地方裁判所判事（東京高等裁判所判事職務代行）に対し、11月28日、罷免の判決を言い渡した。